

事 務 連 絡

令和 7 年 11 月 13 日

各都府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

専 務 理 事 山 崎 篤 男

〔 公 印 省 略 〕

「既存建築物の現況調査ガイドライン」等の改訂について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、国土交通省住宅局では、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 310 号。）が本年 11 月 1 日に施行されたこと等を受け、「既存建築物の現況調査ガイドライン」（令和 6 年 12 月 6 日付国住指第 318 号により通知。）、「既存建築物の緩和措置に関する解説集」を改訂しております。主な変更点については、添付資料（別添 1_国交省事務連絡）をご確認下さい。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、上記内容について貴会会員企業の皆様へご周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

別添 1_国交省事務連絡

別添 2_既存建築物の現況調査ガイドライン（第 3 版）

別添 3_既存建築物の緩和措置に関する解説集（第 3 版）

以 上

（担当）事業部 本多

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp